2　いずれの一方の締約国も、他方の締約国の航空企業に対して、優先権についての要件、積取率、承諾料又は附属書に従って当該他方の締約国の航空企業が提供する国際航空運送の輸送力、運航回数若しくは輸送量に関するその他の要件であって、二十年の了解覚書の目的と両立しないものを課してはならない。

3　いずれの一方の締約国も、他方の締約国の航空企業に対して、無差別の原則に基づき1に規定する均等の条件を課するために必要とされる場合又は二千十年の了解覚書において認められる特定の場合を除くほか、運航のための経済上の権益を得る条件として、時間表、チャーター運航の計画又は運航計画についての申請を要求してはならない。一方の締約国が申請を要求する場合には、当該一方の締約国は、申請の要件及び手続に係る事務上の負担を最小にする。

第十部　価格の設定

千九百五十二年の協定第十三条の規定の適用に関する次の手続は、千九百五十二年の協定を実施するための二千十年の了解覚書に従って運営されるすべての業務について適用する。

1　各締約国は、市場における商業的考慮に基づいて各航空企業が設定する国際航空運送の価格を認可する。両締約国による関与は、次の事項に限る。

a　不当に差別的な価格又は慣行の防止

b　支配的地位の濫用による不当に高い又は制限的な価格からの消費者の保護

c　政府による直接又は間接の補助金又は助成による人為的に低い価格からの航空企業の保護

d　競争を排除する意図についての証拠が存在する場合における人為的に低い価格からの航空企業の保護

2　一方の締約国は、他方の締約国の航空企業が課する当該一方の締約国の領域への又は当該一方の締約国の領域からの価格について、当該一方の締約国の航空当局に対する届出又は申請を要求することができる。当該航空企業による当該届出又は申請は、いずれかの形態による価格の最初の提示までに行うよう要求することができる。

3　いずれの一方の締約国も、(i)両締約国の領域の間の国際航空運送を行う他方の締約国の航空企業又は(ii)当該一方の締約国の領域と第三国の領域との間の国際航空運送を行う当該他方の締約国の航空企業に対して、(i)及び(ii)に規定する国際航空運送には、複数の航空企業間又は同一の航空企業内による運送を含む。)が課することを提案する価格又は課する価格の開始又は継続を阻止するために一方的な措置をとってはならない。いずれか一方の締約国がその価格が1に規定する考慮と両立しないと信ずる場合には、当該一方の締約国は、協議を要請し、及び他方の締約国に対して、満足しない理由をできる限り速やかに通告する。当該協議は、その要請を受領した後三十日以内に行うものとし、両締約国は、問題について理由を示した解決を図るために必要な情報の確保について協力する。満足しない旨の通告が行われた価格に関して両締約国が合意する場合には、各締約国は、この合意を実施するために最善の努力を払う。そのような相互の合意がない場合には、当該価格は、千九百五十二年の協定第十三条の規定に従って暫定的に適用される。

第十一部　合衆国政府が調達する運送

二千十一年十月一日から、日本国の航空企業は、合衆国政府の文民の省庁、機関又は下部機関が、(1)自己のために運送を調達する場合若しくは支払が合衆国政府によって行われる旨若しくは合衆国政府が使用するために提供される資金から行われる旨の取決めを実施するに当たって運送を調達する場合において又は(2)外国若しくは国際機関その他の機関に対し若しくは外国若しくは国際機関その他の機関のために償還を受けずに運送を提供する場合において、当該運送が(a)合衆国内の地点と日本国内の地点との間の運送であるとき(ただし、旅客に関する場合に限り、都市間の路線に係る契約による運賃が適用される地点間を除く。)又は(b)合衆国の領域外の二地点間の運送であるときは、旅客及び貨物を定期便及びチャーター便で運送する権利を有する。この第十一部の規定は、国防長官又は軍事に関する省庁の長官が調達し、又は資金を供与する運送については、適用しない。

日本国国土交通大臣
馬淵澄夫

アメリカ合衆国特命全権大使
ジョン・V・ルース

二千十年十月二十五日に東京で

附属書

第一節　定期国際航空運送

締約国の指定航空企業は、当該指定航空企業の指定の条件に従って、次の路線上の地点間において定期国際航空運送を行うことができる。

1　合衆国政府が指定する一又は二以上の航空企業の路線

合衆国の後背に位置する二以上の地点から、合衆国及び二以上の中間地点を経由して日本国内及び以遠に位置する一又は二以上の地点まで

2　日本国政府が指定する一又は二以上の航空企業の路線

日本の後背に位置する二以上の地点から、日本国及び二以上の中間地点を経由して合衆国内及び以遠に位置する一又は二以上の地点まで

第二節　国際チャーター航空運送

1　一方の締約国の航空企業は、次のa及びbに規定する地点間において、旅客(当該旅客が携行する手荷物を含む。)及び貨物の国際チャーター航空運送(用機者が航空貨物利用運送事業者であるチャーター、複数の用機者が区画を分割使用するチャーター並びに旅客及び貨物を混載するチャーターを含むが、これらに限定されない。)を行う権利を有する。

a　当該一方の締約国内の一又は二以上の地点と他方の締約国の領域内の一又は二以上の地点との間

b　他方の締約国の領域内の一又は二以上の地点と一又は二以上の第三国の一又は二以上の地点との間。ただし、そのような業務が、航空機の変更の有無を問わず、当該一方の締約国へ又は当該一方の締約国から現地の貨客を運送することを目的とする当該一方の締約国へ又は当該一方の締約国からの業務を含む継続的な運航の一部を成すことを条件とする。

2　一方の締約国は、二千十年の了解覚書の対象とならない他方の締約国の航空企業によるチャーター便(当該他方の締約国の領域内の一又は二以上の地点と一又は二以上の第三国の一又は二以上の地点との間のチャーター便を含む。)を運航するための申請に対して、礼譲と相互主義に基づき好意的な考慮を払う。

3　一方の締約国は、片道であるか往復であるかを問わず、いずれかの締約国の領域を起点とする国際チャーター航空運送を行う他方の締約国の航空企業に対して、旅客の資金の保護並びに旅客の取消し及び払戻しの権利に関連する要件を課することができる。

第三節　東京国際空港(羽田)の利用

次の規定は、この附属書に規定する国際航空運送であって、東京国際空港(以下「羽田」という。)を含むものについて、二千十年十月に予定されている羽田の第四滑走路の供用を開始した後に適用する。

次の条件に従い、羽田において、現地時間午後十時から翌日の午前七時までの間、定期航空運送業務のうち、貨客便に関するもの(以下「定期貨客業務」という。)及びチャーター航空運送業務を許可する。

1　各締約国の指定航空企業による定期貨客業務のための発着枠は、合計四組に制限される。臨時便については、許可しない。

2　定期貨客業務のための発着枠は、貨物専用便業務に使用してはならない。

3　羽田から合衆国の隣接する四十八州における一の地点に向けての出発は、午前零時前には許可しない。

4　各締約国の航空企業は、各締約国の航空企業全体で年間片道六百便を超えない範囲内でチャーター便を運航することができる。

第四節　一般規定

次の規定は、千九百五十二年の協定を実施するための二千十年の了解覚書に従って運営されるすべての業務について適用する。

1　一方の締約国の各航空企業は、運航方向に係る制限又は地理的な制限を受けず、かつ、千九百五十二年の協定を実施するための二千十年の了解覚書に基づいて認められる貨客の運送に係るいかなる権利も喪失することなく、その運送が当該一方の締約国内の一の地点を運航する業務の一部を成すことを条件として、いずれか又はすべての航空便について、当該航空企業の選択により、次のことを行うことができる。

a　いずれか一方の方向又は双方向に航空便を運航すること。

b　一の機材による運航において異なる便名を組み合わせること。

c　路線上にある後背、中間及び以遠に位置する地点と両締約国の領域内の地点との間でいかなる組合せ及び順序によっても運航すること。